

保護者 各位

社会福祉法人塔南学園
きりはら遊こども園

医薬部外品(日焼け止め、虫除けスプレー、リップクリームなど)の取り扱いについて

医薬品についてはお預かりの際、投薬は医療行為に当たり、保育士が行うことができず、依頼書があれば代行して行うことができます。

さて、市販の医薬部外品(日焼け止め、虫除けスプレー、リップクリームなど)につきましては、今まで基準があいまいでした。

お子さまがひとりでおうちから持ち出すケースもありました。

これらに関しましても新たに取扱い方法を統一させていただきます。

下記の依頼書に記入し、医薬部外品と共に保育士に手渡しお願いいたします。

クラスでは担任が管理し塗布など行います。

但し、依頼書は一か月を有効期間といたします。期限が過ぎても症状、状況に変化のない場合には再度依頼書を提出お願いいたします。

尚、日焼け止めにつきましてはプールもありますのでおうちで塗ってきてくださるようお願いいたします。(こども園ではお預かりいたしません)

・・・・・・・・・・・・・・・・< き ・ り ・ と ・ り >・・・・・・・・・・・・・・・・

依 頼 書

依頼日	月	日	受領者	返却日	月	日
依頼先	社会福祉法人塔南学園		きりはら遊こども園			
依頼者	保護者氏名 自署_____①			連絡先(会社など) 電話		
子ども氏名	_____ (クラス名) 男・女	歳	ヶ月
症状						
医薬部外品の種類						
保管方法						
使用する時間						

こども園記載	
保管者	返却者